

連載

## フィールド・アイ

Field Eye

ブラジルから——②

サンパウロ大学博士教授 二宮 正人

Masato Ninomiya

### ■ ブラジルにおける労働関係の法律

#### 歴史的経緯

1988年に定められたブラジル現行憲法は、1824年の帝政欽定憲法以来、7回目の憲法であるが、1946年以降「司法権」と題する章において「労働裁判所および労働裁判官」に関する規定をおいている。また同憲法第6条および第7条は、教育、保健、労働、余暇、社会保障、母性保護および幼児保護、ならびに貧困者擁護を基本的人権に次ぐ社会権利としてとらえている。

ブラジルは植民地時代より農業を伝統的産業としており、現在でも産業におけるその比率は小さくなっているが、野菜や果樹栽培といった近郊農業は別として、大豆やコーヒー、砂糖キビなどは労働集約型農業ではなく、むしろ機械化された大規模農業的な要素が強くなっている。また、輸出产品としても、鉄鉱石、大豆、オレンジジュース等は未だに重要な地位を占めているが、工業製品および半製品も増えてきており、欧米諸国および中国にも大きな輸出実績を有する100人乗り前後の中型ジェット機を組み立てているEMBRAER（ブラジル航空機製造会社）は、ボーイング、エアバス、ボンバルディアに続く、世界第4位の航空機メーカーであり、ブラジルの工業のレベルを世界に示すものとして、国民の誇りとなっている。また、最近ではJAL（日本航空）も70人乗り10機の購入を決定したことが、大きく報道された。

ブラジルが農業から工業国への脱皮を試みたのは第一次世界大戦のことであった。コーヒーや綿の輸出で富を蓄積した農園主たちが工業関係の事業に資本投下を始めたのであった。その頃には、国家、資本家、

労働者といった近代工業社会のアクターが出そろい、農村から都会への労働者の流出、中産階級の出現、社会階層間の移動と言った現象が見られ始めた。1920年ごろには約27万5000人と言われた工場労働者は、1930年には約45万人に増加し、資本家との対立も尖鋭化し、社会問題が重要視されはじめた。

そして、その年には農園主の利益代弁型の寡頭政治であった、1889年以降の旧共和国体制がクーデターによって崩壊し、15年間にわたって続くことになる、ヴァルガス独裁体制が台頭した。新政権は、労働問題の解決を求めて、商工省との兼轄ではあったが、初めて労働省を設立し、また、労使双方の組合の設立も認可された。

ヴァルガス政権の下では、1891年初代共和国憲法に代わって、1934年、1937年の2回にわたって新憲法が公布された。特に前者はワイマール憲法の影響を強く受けしており、「社会権」の章において、労働条件の改善、労働時間の制限、正当な理由なき解雇の禁止を含む労働者の社会的保護を実現させるための立法を行なうことが約束された。但し、1934年憲法は完全に実施されるにいたらず、1935年には共産革命未遂事件が生じたことから、共産主義者のみならず、一般労働者も国家治安法、戒厳令法、戦時法等の法律によって、活動が制限され、また労働組合も相次いで閉鎖され、多くの指導者が逮捕・拘留された。

1937年には、「国家救済」を目的とした、「新国家」(ESTADO NOVO)憲法が新たに公布されたが、国会は閉鎖中であり、「欽定憲法」に近いものとして、歴代憲法中もっとも非民主的なものであったと批判されている。そこでは、「労働権」は一応保障され、組合活動の自由も認められていたものの、政府公認の一職種一組合のみが合法とされ、その執行部は政府によって選ばれた御用指導者に委ねられた。

このようにして、ブラジルでは全体主義的な政治体制が存在していたにも拘らず、1941年12月にアメリカが第2次世界大戦に参戦すると、ブラジルもまた米州条約における集団的自衛権に基づき、ドイツ及びイタリアに宣戦布告した。そして、一個師団をヨーロッパに派遣して民主主義擁護のために戦うが、戦後凱旋した高級将校の一部は、自国の政治体制と民主主義の間に矛盾を感じ、間もなくクーデターによってヴァルガス独裁政権を転覆させたのである。

## 1943年統合労働法について

第二次世界大戦中、ヴァルガスは民衆のより強い支持を必要とし、労働者に有利な法律を公布した。すなわち、国会が閉鎖されていたため、立法手続を経ることなく、大統領令第5452号をもって「統合労働法」(Consolidação das Leis de Trabalho, 以下 CLT と呼ぶ) を賛可したのである。この法律は、1927年のイタリアのムッソリーニ政権下の労働章典 (Carta del Lavoro) をそっくりそのまま翻訳したものであったことは、あまねく知られている。

しかし、この法律は、ヴァルガスが失脚した後も、若干の改正は経つつも今日に至るまで行われている。労働者優遇の規定を備えている点では、世界でも有数の法律であるといつても過言でなく、ブラジル進出を画策する外資系企業からも、そしてまた民族資本からもその行き過ぎが批判されている。外資誘致の際に議論されるブラジル・コストの削減、労使関係のフレクシビリゼーションといった観点から真っ先に槍玉にあげられるが、多くの規定は労働者の当然の権利として憲法にも謳われており、雇用者側がそうした既得権について譲歩を得るのは非常に困難である。

CLT は、全 922 条に及ぶ法律であって、序則から始まり、労働者鑑識手帳の義務、労働時間、最低賃金、年次休暇、労働の安全と衛生といった労働者保護に関する一般規定、そして労働時間及び条件に関する特別規定、労働の内国化、女子及び未成年労働者に対する保護といった労働者保護の特別規則、さらに、労働契約の変更、停止、解除、解雇予告、不可抗力等の個別労働契約、そして労働組合の制度、分類、負担金等に関する規定、団体労働協約、さらに労働法規遵守に関する監督、違反調書作成、過料の賦課、不服申立、供託、登録、取立と言った行政上の過料に関する手続、そして労働裁判に関する規定、労働検察庁の役割、労働訴訟手続、に関わるものとなっている。

CLT が施行されてから、60年以上の年月が経過し、憲法も3回にわたって全面改正されたが、その間にブラジル労働者は同法に基づく権利義務の意識を完全に確立させたと言ってよい。そして、雇用者側が労働者の権利を尊重しなかったり、法律違反の行為を行った

可能性があると、労働関係専門弁護士が多数いて、彼らの示唆があるにせよ、労働裁判所に訴えて自らの権利の実現を図ろうとする。そのような姿は、ブラジル・コストを高め、外国からの投資を損なうという批判もあるが、一面では労働者の権利を保障するという点からはそれなりの意味もあるものと思われる。そこで、以下において日本との比較の資料になればと考え、ブラジルにおける労働訴訟と労働裁判所について述べることにするが、紙面の都合上、前者については、次回の稿に譲り、とりあえず、1988年憲法に基づく労働裁判所について述べることにする。同法第111条によれば、労働裁判所の機関は、労働高等裁判所 (Tribunal Superior do Trabalho-TST)、労働地域裁判所 (Tribunal Regional do Trabalho-TRT)、労働裁判官 (Juiz de Trabalho-JT) の3審制となっている。

日本の読者が何よりも驚くのは、ブラジルの労働裁判所が扱う事件の数ではないかと思われる。少々古い数字ではあるが、裁判所データバンクによれば、2004年度に提起された労働訴訟は約160万件であり、現在継続中の訴訟件数は合計で約240万件である。これらのうち、平均して約6割が第1審において和解がおこなわれているが、労働地域裁判所への控訴案件は約43万5000件、労働高等裁判所へは約2万件が上告されている。同裁判所は27名の裁判官で構成されているが、長官、副長官は合議に参加しないため、25名の裁判官が、それぞれ報告担当、修正担当として機能することになる。大法廷が開かれることは少なく、大部分の合議は5名ずつの小法廷で行われる。裁判所の年間実質稼働日は約200日であるが、毎日100件前後、すなわち小法廷毎に20件前後を処理しなければ、到底膨大な量の案件をさばくことは出来ないのである。

前述のごとく、労働訴訟については、次稿において述べることにする。

にのみや・まさと サンパウロ大学法学部博士教授。東京大学大学院法学政治学研究科客員教授。最近の主な編著に『海外・人づくりハンドブック ブラジル』((財)海外職業訓練協会、2006年)。国際法、国際私法、国際労働法専攻。